

JIS

自動車の加速時車外騒音試験方法一 第2部：Lカテゴリ

JIS D 1024-2 : 2016

(JSAE)

平成 28 年 9 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	東京大学
(委員)	會川 義寛	お茶の水女子大学名誉教授
	阿部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	甲田 英一	インペリアルタワークリニック
	神山 宣彦	元東洋大学
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	高田 祥三	早稲田大学
	高久 昇	一般財団法人日本規格協会
	高増 潔	東京大学
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	内藤 政彦	一般社団法人日本自動車工業会
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	西江 勇二	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	槇 徹雄	東京都市大学
	増井 忠幸	東京都市大学名誉教授
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.9.20

官 報 公 示：平成 28.9.20

原 案 作 成 者：公益社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 記号及び単位	4
5 測定装置	6
5.1 音響測定装置	6
5.2 エンジン回転速度及び速度測定装置	6
5.3 気象条件観測装置	6
6 音響環境、気象条件及び暗騒音	6
6.1 試験場	6
6.2 気象条件	7
6.3 暗騒音	7
7 カテゴリ L3 の車両 (PMR > 25 の場合) の加速度の規定	8
7.1 一般	8
7.2 加速度の計算	8
7.3 目標加速度の計算	8
7.4 参照加速度の計算	9
7.5 部分加速係数 k_p	9
8 試験手順	9
8.1 マイクロホンの位置	9
8.2 車両の条件	9
8.3 運転条件	9
8.4 測定読取值及び報告値	13
8.5 測定の不確かさ	14
9 試験報告書	15
附属書 A (参考) 測定の不確かさ ISO/IEC Guide 98-3 (GUM) による解析の枠組み	16
附属書 B (参考) カテゴリ L3 の車両 (PMR > 25 の場合) のフローチャート	19
附属書 C (参考) カテゴリ L3 の車両 (PMR ≤ 25 の場合) のフローチャート	20
附属書 D (参考) カテゴリ L4 及び L5 の車両のフローチャート	21
附属書 JA (参考) ISO 362-2 制定の経緯	22
附属書 JB (参考) カテゴリ L1 及び L2 の車両 (最大車速 ≤ 30 km/h の場合) のフローチャート	23
附属書 JC (参考) カテゴリ L1 及び L2 の車両 (最大車速 > 30 km/h の場合) のフローチャート	24
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人自動車技術会（JSAE）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 1024:1999** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS D 1024 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS D 1024-1 第 1 部：M 及び N カテゴリ

JIS D 1024-2 第 2 部：L カテゴリ

自動車の加速時車外騒音試験方法— 第 2 部：L カテゴリ

Measurement of noise emitted by accelerating road vehicles— Engineering method—Part 2: L category

序文

この規格は、ISO 362-2 及び ISO 9645 を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。

ISO 362-2 制定の経緯の詳細は、附属書 JA に示す。

なお、ISO 362-2 の発行を受けて、その試験方法を用いた国連欧州経済委員会規則 No.41 が 04 シリーズに改正された（以下、UN R41-04 という。）。この規格の発行時点では、ISO 362-2 と UN R41-04 とで内容に異なるところがあるが、今後、UN R41-04 に合わせて ISO 362-2 が変更される見込みである。このため、ISO 362-2 と UN R41-04 とで内容の異なる箇所については、UN R41-04 をできるだけ取り入れることに留意し、注記してその違いが分かるようにした。

1 適用範囲

この規格は、通常の市街地交通状況で二輪自動車から発生する騒音の工学的測定方法について規定する。この規格は、市街地の通常走行時に主要騒音源から発生する騒音レベルを再現することを意図している。測定方法は、車両の運転条件で発生する音の再現性に矛盾のない範囲で、簡便性の要求が満たされるように規定している。

この試験方法は、広い空間で得られる音響環境を必要とする。このような条件は、通常、次の場合に用いる。

- 車両の型式認証試験
- 製造段階での測定
- 公式試験場での測定

注記 1 この試験方法によって得られた結果は、規定の試験条件で発生する騒音の客観的な測定値となる。ただし、二輪自動車のうるささについての主観的評価は、騒音測定装置の指示値と単純に関連付けられるわけではないという事実を考慮する必要がある。うるささは、個人の感覚、生理的身体条件、文化及び環境条件に強く関係しているので、ばらつきが大きく、特定の車両条件を示すパラメータとして有効ではない。

注記 2 任意に車両を選択する抜取検査が、理想的な音響環境の下で実施されることはまれであることに注意するのがよい。この規格に規定する要求事項を満たさない音響環境の道路で測定を